

1 地方分権改革の推進（重点）

1 「地方の自立」を実現する地方分権改革の推進

（提案要求先 内閣府・総務省・財務省）
（都所管局 知事本局・財務局・主税局）

- （１）首都東京の課題をより迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- （２）国の手続的関与を廃止・縮小すること。
- （３）国と地方との二重行政を解消すること。
- （４）国庫補助金は、原則廃止すること。

<現状・課題>

現在、地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会において、新たな分権一括法の制定に向けた検討が進められているが、国の各府省は、全国統一的な基準や国の関与が必要であるという主張を繰り返し、積極的な議論が展開されない状況にある。

地方分権改革は、地方自治体が自らの判断と責任において行財政運営を行う「真の地方自治」を確立することである。

「地方にできることは地方に」を基本に据え、地方に対する国の関与は合理的理由のあるものを除いて廃止し、地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、地方の権限を拡大すべきである。とりわけ、首都東京は、人やもの、企業、情報が集積しており、大都市特有の課題を一体的に処理することが求められている。現場の実態を熟知する都が、国に代わって課題解決に取り組めるようにする必要がある。

また、権限と財源とは車の両輪であり、地方が権限を行使し、住民に対する責任を果たしていくためには、権限に見合った財源が不可欠である。今年度から、地方分権に逆行する地方法人特別税が創設されたが、本来必要なのは、地方税を充実させるなど、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組める財源を確保することである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方の自立を確立するため、地方分権改革の実現に向けた議論を着実に進め、積極的に権限の移譲を行うこと。特に、首都東京の課題を、より迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大させること。
- (2) 大臣協議・同意等の手続的関与は、存続させる合理的な理由があるものを除き、原則廃止すること。国が設定している許認可の要件や技術的な基準については、標準的なものとして存置させるとしても、地方の実情に応じて条例で規定できるようにすること。
- (3) 国と地方との二重行政を解消して事務の効率化を図り、地方が主体的に取り組めるようにすること。
- (4) 地方が真に自立できるよう、権限の移譲とあわせて、それに見合う税財源が確保される税財政制度を構築すること。国庫補助金は、財源補完的なものを除き原則として廃止し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都 所 管 局 財務局・知事本局・主税局)

- (1) 地方税財政の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税の体系を構築すること。
- (3) 道路特定財源のあり方の検討にあたっては、真に必要な道路整備のための財源を確保することを前提としつつ、真の地方分権に資する方向で具体的方策を構築すること。
- (4) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

< 現状・課題 >

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進めるべきである。

今、必要なのは、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、権限に見合った財源を確保することである。

国は、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の自立に資する地方税財政制度の抜本的改革を早急に実現するべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税財源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率の引き上げを含めた積極的な拡充を図ること。

- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税の体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。また、法人事業税の一部国税化の暫定措置については、これを速やかに解消すること。
- (3) 道路特定財源については、消費課税、法人課税などと一体的にそのあり方を検討し、地方税財源を充実強化する方向で具体的な方策を構築すること。その際、真に必要な道路整備のための財源の確保についても十分配慮すること。また、暫定税率の失効期間中の地方の歳入欠陥については、国が自らの責任と財源により、その全額を地方特例交付金で各自治体に補てんすること。
- (4) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財政調整機能を堅持すること。とりわけ、「三位一体の改革」の名の下に削減した地方交付税を復元すること。

3 法人事業税の不合理な暫定措置の解消

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 主税局・知事本局・財務局)

地方消費税の充実を含む地方税改革の実現に早期に取り組み、法人事業税の不合理な暫定措置を速やかに解消し、地方税として復元すること。

<現状・課題>

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

この措置は、税の原則にもとり、地方分権に逆行するものであるが、都としては、あくまでも税制の抜本改革までの暫定措置としてやむなく認めたものである。

<具体的要求内容>

国においては、地方消費税の充実を含む地方税改革の実現に早期に取り組み、法人事業税の不合理な暫定措置を速やかに解消し、地方税として復元すること。

2 財政上の不合理な措置の是正（重点）

（提案要求先 総務省・財務省・国土交通省）

（都所管局 財務局・主税局・建設局）

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本の見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

（１）地方道路譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。

<具体的要求内容>

（１）地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
地方道路譲与税の譲与制限

3 法人事業税の分割基準の適正化等（重点）

（提案要求先 総務省）

（都所管局 主税局）

（１）大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。

（２）不合理な分割基準の見直し等を行わないこと。

<現状・課題>

法人事業税の分割基準は、これまでに幾度も大都市にとって不利益な改正が行われており、法人の事業活動量を適切に反映したものとなっていない。

<具体的要求内容>

（１）法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。

（２）地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

4 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化(重点)

4 不正軽油対策

(提案要求先 経済産業省・環境省)

(都所管局 環境局・主税局)

不正軽油による環境悪化を防止するとともに、脱税・滞納などの問題に対処するため早急に対策を講じること。

<現状・課題>

不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが生じている。

<具体的要求内容>

(2) 生活環境や人の健康に影響が無く、除去の困難な新たな識別剤を早急に開発すること。

5 地球温暖化防止対策の推進（重点）

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

（提案要求先 総務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁）
（都所管局 環境局・主税局）

（2）排出量削減義務化と排出量取引等を活用した経済的手法の導入や中小企業及び家庭での省エネ対策の促進など具体的な実効性ある対策を早急に実施すること。

<現状・課題>

地球温暖化の進行を阻止するには、21世紀の半ばまでに全世界でCO₂の排出量を劇的に減少させる必要がある。しかしながら、現在の国の地球温暖化対策は、気候変動の危機を回避するために必要な規模とスピードからすれば、全く不十分であると言わざるを得ない。都は、世界に先んじて、東京を世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市へと転換するため、都政のあらゆる分野でCO₂の大幅な削減を目指す10年プロジェクトを始動し、この基本方針として東京都気候変動対策方針を定めた。この基本方針に基づき10年プロジェクトにおいて今後3か年で展開する具体策として、実行プログラム2008を策定し、今後、世界で最も環境と調和した都市を実現するCO₂排出削減対策を展開していく。

国においては、温室効果ガス総排出量の着実な削減に向けた第一歩として、事業者による自主的取組や国民に対する普及啓発等にとどまらない、実効性ある温暖化対策を推進するための措置を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

（3）環境税の導入

環境税を導入する場合には、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、地方税を主体とすること。